

赤穂市国民健康保険運営協議会資料

と き 令和8年1月22日（木）

午後1時30分より

ところ 赤穂市役所 6階 第2委員会室

赤穂市国民健康保険

赤穂市国民健康保険運営協議会委員名簿

(令和8年1月現在)

区 分	氏 名	摘 要
被 保 険 者 代 表	大 道 訓 敏	
	伊 澤 節 子	
	奥 道 一 二 美	
	金 井 貴 子	
医 師 歯 科 医 師 薬 剤 師 代 表	渡 邊 節 雄	(一社)赤穂市医師会会長
	田 淵 誠 一	(一社)赤穂市医師会副会長
	茶 谷 勝 也	(一社)相生・赤穂市郡歯科医師会副会長
	寺 田 晋 一 郎	赤相薬剤師会会長
公 益 代 表	西 川 浩 司	赤穂市議会議長
	安 田 哲	赤穂市議会民生生活委員長
	矢 野 英 樹	赤穂市自治会連合会会長
	山 田 和 子	日本赤十字社赤穂市地区赤十字奉仕団委員長

任期は、令和10年3月31日まで

(資 料 目 次)

1. 令和8年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針	…	1～6
2. 第1表 令和7年度決算見込	…	7, 8
3. 第2表 令和8年度予算(案)前年度比較	…	9, 10
4. 第3表 令和8年度予算(案)予算区分別	…	11, 12
5. 第4表 令和8年度一般会計繰入金及び保険税算出基礎	…	13
6. 第5表 世帯数・被保険者数・診療費の年次別推移	…	14
7. 国民健康保険に関する用語解説	…	15

令和8年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針

1 はじめに

医療保険を取り巻く環境は、高齢化の進展や医療技術の高度化などにより、医療費は高い水準で推移しており、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれます。

とりわけ、国民健康保険（以下「国保」という。）では、年齢構成が高いこと等により医療費水準が高い、低所得者の加入者が多く、所得に占める保険税負担が重いといった構造的な課題を抱えるなか、地域住民の健康増進に大きな役割を担っていくためには、引き続き、兵庫県内の保険料水準統一に向けた取組や医療費適正化の対策を推進し、財政基盤の強化に努める必要があります。

また、国においては、少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、「子ども・子育て支援金制度」が創設され、令和8年度から保険者による支援金の賦課、徴収が始まります。

本市においては、保険者としてのこれらの責務を十分に認識し、住民の生活に即した事業推進により、健康の保持・増進に努め、全ての世代が安心して医療が受けられる国保事業のより適正かつ安定的な運営に取り組むことが求められています。

参考（令和8年度医療保険制度等に係る主な改正予定項目：国保関係）

1	子ども・子育て支援金制度の創設	(令和8年4月施行)
2	保険料(税)の賦課(課税)限度額の改正 医療分：66万円→67万円・子ども・子育て支援金分：3万円	(同上)
3	低所得者に係る応益保険料(税)軽減措置の見直し	(同上)
	①5割軽減の見直し…軽減対象となる所得基準額を引上げ	
	(現行) 基準額 $43万円 + \underline{30.5万円} \times \text{被保険者数及び特定同一世帯所属者数} + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	
	(改正後) 基準額 $43万円 + \underline{31万円} \times \text{被保険者数及び特定同一世帯所属者数} + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	
	②2割軽減の見直し…軽減対象となる所得基準額を引上げ	
	(現行) 基準額 $43万円 + \underline{56万円} \times \text{被保険者数及び特定同一世帯所属者数} + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	
	(改正後) 基準額 $43万円 + \underline{57万円} \times \text{被保険者数及び特定同一世帯所属者数} + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	
4	子ども・子育て支援金制度の創設に伴う国保保険税の軽減	(同上)
	・18歳未満被保険者に対する均等割額10割軽減	
	・低所得者に対する軽減	
	・産前産後被保険者に対する軽減	
	・特定世帯等に対する世帯割軽減	

5 診療報酬の改定

- ①診療報酬 +3.09% (令和8年6月施行)
②薬価等 △0.87% (令和8年4月施行)

6 高額療養費制度の見直し

(令和8年8月施行)

現役世代をはじめとする被保険者の保険税負担の軽減等を図るため、所得区分に応じた自己負担限度額の見直しが行われる。

2 令和7年度赤穂市国保財政の状況

(1) 歳入

ア 保険税の総額は、757,762千円となる見込みです。

イ 県支出金である保険給付費等交付金については、医療費等の実績に応じて交付される見込みです。

ウ 令和6年度からの繰越金9,995千円については、保険給付費等交付金の返還金に充当しました。

エ 高齢化の進展や医療技術の高度化などにより、1人当たり医療費は依然として高い水準にありますが、一般会計から市単独支援額8,144千円を含む381,800千円を繰入れるとともに、財政調整基金の取崩しにより財源調整を行うこととしています。

オ 以上により、歳入総額は、4,817,600千円と見込んでいます。

(2) 歳出

ア 療養給付費の算定基礎となる医療費は、過去の医療費実績及び最近の医療費の動向を考慮した結果、以下のとおりとなる見込みです。

	決算見込額	前年度決算額	前年度決算比
総費用額	4,002,413千円	4,073,641千円	1.75%減
1人当たり医療費	517,777円	499,895円	3.58%増
療養給付費	2,961,786千円	3,007,074千円	1.51%減

イ 県へ納付する国保事業費納付金は、以下のとおりとなる見込みです。

	決算見込額	前年度決算額	前年度決算比
納付金	1,172,245千円	1,181,130千円	0.75%減

ウ 以上により、歳出総額は、以下のとおり見込んでいます。

	決算見込額	前年度決算額	前年度決算比
歳出総額	4,817,600千円	4,893,529千円	1.55%減

3 令和8年度赤穂市国保事業の運営

(1) 基本方針

ア 本市の国保被保険者1人当たり医療費は、県下の市町の中で上位となっており、急速な高齢化の進展や医療技術の高度化などにより依然として高い傾向にあります。令和8年度の医療費総額は、県から示された保険給付費額を基に見込んでいます。

イ 医療費適正化に向けた対策として、市民の健康な生活習慣の確立など、健康寿命の延伸に向けた保健事業を第3期データヘルス計画に則り実施するとともに、特定健康診査・特定保健指導を第4期計画に基づき適切に実施します。

ウ 保険税収納率向上対策の一環として、長期滞納者などに対する納税相談、特別療養費制度等を通じての面談機会の確保、また、コンビニ・クレジットカード収納やペイジー口座振替受付サービスなどを実施します。

(2) 保険税率等の改正方針

税率等については、県内の保険料水準の統一に向けて、年度間負担の公平性を確保する観点から、令和5年度より計画的・段階的に改正を行う方針としています。令和8年度についても、県算定の標準保険税率を基に税率等を引き上げることとします。

課税限度額については、法令の改正、子ども・子育て支援金分の追加により全体で113万円まで引き上げられることとなっており、被保険者間の保険税負担の公平性を確保する観点から、政令で定められたとおり引き上げることとします。

【保険税率等の改定状況】

区 分		R4	R5	R6	R7	R8 (案)	県算定 標準税率
基 礎 分 (医療給付 費分)	所得割税率	7.49%	7.44%	7.45%	7.48%	7.52%	7.59%
	均等割額	24,500円	25,900円	27,400円	29,300円	31,100円	32,900円
	平等割額	16,500円	17,300円	18,200円	19,300円	20,200円	21,200円
後期高齢者 支援金等分	所得割税率	2.69%	2.70%	2.80%	2.88%	3.00%	3.12%
	均等割額	9,400円	9,800円	10,600円	11,400円	12,400円	13,500円
	平等割額	6,700円	6,900円	7,300円	7,700円	8,200円	8,700円
介 護 納付金分	所得割税率	2.12%	2.23%	2.37%	2.44%	2.60%	2.76%
	均等割額	8,500円	9,600円	10,800円	11,900円	13,000円	14,100円
	平等割額	4,400円	4,900円	5,400円	6,000円	6,400円	6,900円
子 ども ・ 子 育 て 支 援 金 分	所得割税率	—	—	—	—	0.29%	0.30%
	均等割額	—	—	—	—	1,300円	1,300円
	18歳以上 均等割額	—	—	—	—	100円	100円
	平等割額	—	—	—	—	900円	900円

ア 税率等及び課税限度額の改正

税率等については、以下のとおり改正することとします。

区 分		現 行	令和8年度 保険税率 改正案	改正額(率)	影響率
基 礎 分 (医療給付費 分)	所得割税率	7.48%	7.52%	0.04%増	0.53%
	均等割額	29,300円	31,100円	1,800円増	6.14%
	平等割額	19,300円	20,200円	900円増	4.66%
	課税限度額	66万円	67万円	1万円増	1.52%
後期高齢者 支援金等分	所得割税率	2.88%	3.00%	0.12%増	4.17%
	均等割額	11,400円	12,400円	1,000円増	8.77%
	平等割額	7,700円	8,200円	500円増	6.49%
	課税限度額	26万円	26万円	据置	—
介護納付金分	所得割税率	2.44%	2.60%	0.16%増	6.56%
	均等割額	11,900円	13,000円	1,100円増	9.24%
	平等割額	6,000円	6,400円	400円増	6.67%
	課税限度額	17万円	17万円	据置	—
子ども・ 子育て 支援金分	所得割税率	—	0.29%	新設	—
	均等割額	—	1,300円	〃	—
	18歳以上 均等割額	—	100円	〃	—
	平等割額	—	900円	〃	—
	課税限度額	—	3万円	〃	—

イ 低所得者に係る応益保険税の軽減判定所得基準の改正

物価の上昇傾向を踏まえて、低所得者が応益保険税の軽減対象から外れないようにするため、5割軽減及び2割軽減の対象となる応益保険税の措置軽減については、軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乘ずる金額を5割軽減は31万円（現行30.5万円）、2割軽減は57万円（現行：56万円）に引き上げることとします。

ウ 改正による影響額等

全体平均 ※子ども・子育て支援金分除く

(単位:円)

	現行	改正	比較	比較		影響率
				限度額	税率	
1人当り調定額	99,419	103,510	4,091	141	3,950	4.11%
1世帯当り調定額	142,579	148,445	5,866	202	5,664	4.11%

(1) 基礎(医療給付費)分

(単位:円)

	現行	改正	比較	比較		影響率
				限度額	税率	
1人当り調定額	66,196	68,190	1,994	141	1,853	3.01%
1世帯当り調定額	94,932	97,792	2,860	202	2,658	3.01%

(2) 後期高齢者支援金等分

(単位:円)

	現行	改正	比較	比較		影響率
				限度額	税率	
1人当り調定額	25,713	27,263	1,550	0	1,550	6.03%
1世帯当り調定額	36,875	39,098	2,223	0	2,223	6.03%

(3) 介護納付金分

(単位:円)

	現行	改正	比較	比較		影響率
				限度額	税率	
1人当り調定額	24,268	26,036	1,768	0	1,768	7.29%
1世帯当り調定額	27,511	29,516	2,005	0	2,005	7.29%

(3) 歳出

ア 医療費の状況

令和8年度の医療費の算出に当たっては、県から示された保険給付費額に基づき、以下のとおり見積もりました。療養費など、その他の保険給付費については、過去の医療費実績及び最近の医療費の動向を考慮し、所要額を算出しました。

	金額	前年度決算見込比
総費用額	3,949,389千円	1.32%減
1人当たり医療費	533,701円	3.08%増
療養給付費	2,922,556千円	1.32%減

イ 国民健康保険事業費納付金

国民健康保険事業費納付金は、県から示された額に基づき1,173,852千円を見込みました。

ウ 保健事業費

保健事業費は、保険税収入額の5.89%、44,072千円を見込みました。

医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知、生活習慣病健診一部負担助成、特定健康診査等事業を行うことにより、健康増進と医療費の適正化に努めます。

さらに、国保保健指導事業では、特定健診未受診者への訪問等による受診勧奨、医療

機関重複・頻回受診者への訪問指導、糖尿病性腎症の重症化予防のための訪問指導などを行います。

エ 以上により、歳出総額は、4,757,000千円と見積りました。

(4) 歳入

ア 保険税

保険税総額は、以下のとおり見込みました。

・医療給付費分保険税総額	494,651千円
・後期高齢者支援金分保険税総額	196,652千円
・介護納付金分保険税総額	56,674千円
・子ども・子育て支援金分保険税総額	17,951千円
合計	765,928千円

イ 県支出金

県支出金は、県から示された額に基づき、以下のとおり計上しました。

・普通交付金（保険給付費に要する費用）	3,457,060千円
・特別交付金（保険者努力支援交付金など）	118,827千円
合計	3,575,887千円

ウ 一般会計繰入金

一般会計繰入金は、以下のとおり見込みました。

①保険基盤安定制度等による繰入金	251,670千円
②職員給与費等繰入金	53,765千円
③財政安定化支援事業による繰入金	59,313千円
④その他一般会計繰入金	7,554千円
合計	372,302千円

エ 基金繰入金

財政調整基金の残高見込額148,958千円のうち、27,000千円を繰り入れて財源調整を行うこととしています。

オ 以上により、歳入総額は、4,757,000千円と見積りました。

以上、令和8年度における本市国保事業の推進にあたっては、安定した制度維持のため、県と連携を図りながら適正な運営に努めます。

令和7年度赤穂市国民健康保険事業特別会計決算見込

第1表

(単位:千円)

費目	歳入			説明
	現計予算額 (A)	決算見込額 (B)	比較 (B) - (A)	
1 国民健康保険税	749,782	757,762	7,980	
医療給付費分	501,366	505,998	4,632	現年課税分 484,987 滞納繰越分 21,011
後期高齢者支援金分	192,661	196,348	3,687	現年課税分 188,023 滞納繰越分 8,325
介護納付金分	55,755	55,416	△ 339	現年課税分 51,878 滞納繰越分 3,538
2 一部負担金	1	0	△ 1	
3 手数料	350	350	0	督促手数料
4 国庫支出金	11,346	11,346	0	
5 県支出金	3,548,704	3,621,207	72,503	普通交付金 3,495,901 特別交付金 125,306 特別調整交付金 22,736 特定健康診査等負担金 10,666 保険者努力支援交付金 23,929 県繰入金分 67,975
6 財産収入	1,948	1,084	△ 864	財政調整基金収入
7 繰入金	418,971	398,500	△ 20,471	
一般会計繰入金	386,442	381,800	△ 4,642	保険基盤安定等繰入金 246,362 職員給与費等繰入金 54,266 出産育児一時金繰入金 3,333 財政安定化支援事業繰入金 69,695 その他一般会計繰入金 8,144
基金繰入金	32,529	16,700	△ 15,829	
8 繰越金	9,995	9,995	0	前年度繰越金
9 諸収入	12,003	17,356	5,353	
歳入合計	4,753,100	4,817,600	64,500	

医療分	4,399,882	4,464,382	64,500
後期分	268,306	268,306	0
介護分	84,912	84,912	0

(単位:千円)

歳 出				
費 目	現計予算額 (A)	決算見込額 (B)	比 較 (A) - (B)	説 明
1 総務費	70,956	67,278	3,678	総務管理費 64,312 徴税費 2,584 運営協議会費 382
2 保険給付費	3,433,416	3,503,107	△ 69,691	療養給付費 2,961,786 療養費 24,000 審査支払手数料 7,700 高額療養費 494,312 移送費 100 出産育児諸費 5,003 葬祭諸費 3,000 結核医療諸費 6 精神医療諸費 7,200
3 国保事業費納付金	1,172,245	1,172,245	0	医療給付費分 819,027 後期高齢者支援金等分 268,306 介護納付金分 84,912
4 保健事業費	45,062	43,190	1,872	健康奨励関係 2,649 一般事務関係 120 医療費通知関係 2,689 後発医薬品差額通知関係 11 特定健康診査等事業 24,434 未受診者対策等事業 13,287
5 公債費	500	100	400	一般公債費(利子)
6 諸支出金	27,973	30,596	△ 2,623	
7 積立金	1,948	1,084	864	財政調整基金積立金
8 予備費	1,000	0	1,000	
歳 出 合 計	4,753,100	4,817,600	△ 64,500	

医 療 分	4,399,882	4,464,382	△ 64,500
後 期 分	268,306	268,306	0
介 護 分	84,912	84,912	0

令和8年度赤穂市国民健康保険事業特別会計予算(案)

第2表

(単位:千円)

費目	歳入			説明
	本年度(当初)	前年度(当初)	差引	
1 国民健康保険税	765,928	749,782	16,146	
医療給付費分	494,651	501,366	△ 6,715	現年課税分 478,066 滞納繰越分 16,585
後期高齢者支援金分	196,652	192,661	3,991	現年課税分 191,132 滞納繰越分 5,520
介護納付金分	56,674	55,755	919	現年課税分 54,256 滞納繰越分 2,418
子ども・子育て支援金分	17,951	-	17,951	現年課税分 17,951
2 一部負担金	1	1	0	
3 手数料	350	350	0	督促手数料
- 国庫支出金	0	7,700	△ 7,700	
4 県支出金	3,575,887	3,548,704	27,183	普通交付金 3,457,060 特別交付金 118,827 保険者努力支援分 23,610 特別調整交付金 21,157 県繰入金分 64,200 特定健康診査等負担金 9,860
5 財産収入	3,028	477	2,551	財政調整基金収入
6 繰入金	399,302	434,982	△ 35,680	
一般会計繰入金	372,302	392,482	△ 20,180	保険基盤安定等繰入金 251,670 職員給与費等繰入金 53,765 財政安定化支援事業繰入金 59,313 その他一般会計繰入金 7,554
基金繰入金	27,000	42,500	△ 15,500	
7 繰越金	1	1	0	前年度繰越金
8 諸収入	12,503	18,003	△ 5,500	
歳入合計	4,757,000	4,760,000	△ 3,000	

医療分	4,384,671	4,406,782	△ 22,111
後期分	263,897	268,306	△ 4,409
介護分	83,608	84,912	△ 1,304
子ども分	24,824	0	24,824

(単位:千円)

歳 出				
費 目	本年度(当初)	前年度(当初)	差 引	説 明
1 総務費	56,226	92,850	△ 36,624	総務管理費 52,754 徴税費 3,058 運営協議会費 414
2 保険給付費	3,464,272	3,433,416	30,856	療養給付費 2,922,556 療養費 23,500 審査支払手数料 7,700 高額療養費 490,700 移送費 100 出産育児諸費 9,004 葬祭諸費 3,500 結核医療諸費 12 精神医療諸費 7,200
3 国保事業費納付金	1,173,852	1,172,245	1,607	医療給付費分 801,523 後期高齢者支援金等分 263,897 介護納付金分 83,608 子ども・子育て支援金分 24,824
4 保健事業費	44,072	45,062	△ 990	健康奨励関係 2,770 一般事務関係 886 医療費通知関係 2,732 後発医薬品差額通知関係 24 特定健康診査等事業 23,995 未受診者対策等事業 13,665
5 公債費	500	500	0	一般公債費(利子)
6 諸支出金	14,050	14,450	△ 400	
7 積立金	3,028	477	2,551	財政調整基金積立金
8 予備費	1,000	1,000	0	
歳 出 合 計	4,757,000	4,760,000	△ 3,000	

医 療 分	4,384,671	4,406,782	△ 22,111
後 期 分	263,897	268,306	△ 4,409
介 護 分	83,608	84,912	△ 1,304
子 ど も 分	24,824	0	24,824

令和8年度赤穂市国民健康保険事業特別会計予算(案)

第3表

(単位:千円)

		歳 入				
科 目		医 療	後 期	介 護	子 ども	合 計
国民健康保険税	現年課税分	478,066	191,132	54,256	17,951	765,928
	滞納繰越分	16,585	5,520	2,418		
一部負担金		1				1
手数料		350				350
県支出金	普通交付金	3,457,060				3,575,887
	特別交付金	118,827				
財産収入		3,028				3,028
一般会計繰入金	保険基盤安定等	160,518	63,960	20,319	6,873	372,302
	職員給与費等	53,765				
	財政安定化支援事業	59,313				
	その他	7,554				
基金繰入金		17,100	3,285	6,615		27,000
繰越金		1				1
諸収入		12,503				12,503
歳 入 合 計		4,384,671	263,897	83,608	24,824	4,757,000
前 年 度		4,406,782	268,306	84,912	0	4,760,000
増 減		△ 22,111	△ 4,409	△ 1,304	24,824	△ 3,000

(単位:千円)

		歳 出				
科 目		医 療	後 期	介 護	子 ども	合 計
総務費	総務管理費	52,754				56,226
	徴税費	3,058				
	運営協議会費	414				
保険給付費	療養給付費	2,922,556				3,464,272
	療養費	23,500				
	審査支払手数料	7,700				
	高額療養費	490,700				
	移送費	100				
	出産育児諸費	9,004				
	葬祭諸費	3,500				
	結核医療諸費	12				
	精神医療諸費	7,200				
国保事業費納付金		801,523	263,897	83,608	24,824	1,173,852
保健事業費		44,072				44,072
公債費		500				500
諸支出金		14,050				14,050
積立金		3,028				3,028
予備費		1,000				1,000
歳 出 合 計		4,384,671	263,897	83,608	24,824	4,757,000
前 年 度		4,406,782	268,306	84,912	0	4,760,000
増 減		△ 22,111	△ 4,409	△ 1,304	24,824	△ 3,000

令和8年度一般会計繰入金及び保険税算出基礎

第4表

1. 一般会計繰入金

(単位：千円)

区 分					金 額
(1) 保険基盤安定制度等による繰入金					251,670
	医療 給付費分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分	子ども・子育て 支援金分	
	低所得者保険税軽減額	105,590	42,340	14,210	4,750
	保険者支援分	53,878	21,210	6,109	2,083
	未就学児均等割保険税軽減額	930	370	—	40
	産前産後保険税軽減額	120	40	0	0
(2) 職員給与費等繰入金					53,765
(3) 国保財政安定化支援事業による繰入金					59,313
	保険税負担能力が低いことによる支援額			42,254	
	年齢構成差による支援額			17,059	
(4) その他一般会計繰入金					7,554
	保健事業費分（健康奨励事業）			554	
	市単独支援分／福祉医療波及分			7,000	
小 計	[(2)+(3)+(4)]				120,632
繰入金合計	[(1)+(2)+(3)+(4)]				372,302

2. 保険税賦課総額（医療分＋後期分）

(単位：千円)

区 分		金 額
(1) 歳出総額		4,757,000
(2) 歳入総額（現年課税分、繰入金を除く）		3,688,500
(3) 歳入歳出不足額 [(1)－(2)]		1,068,500
＜内訳＞	一般会計繰入額	372,302
	基金繰入額	27,000
	保険税所要額	669,198

3. 世帯及び被保険者別の平均保険税額

(単位：円)

区 分		令和7年度 (当初) (a)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度 (当初) (b)	当初比較(%) (b)/(a)
医療分＋後期分	1人当たり保険税額	89,532	91,937	95,453	106.61
	1世帯当たり保険税額	129,780	132,836	136,890	105.48
介護分	1人当たり保険税額	24,152	24,259	26,036	107.80
	1世帯当たり保険税額	27,833	27,674	29,516	106.05
子ども分	1人当たり保険税額	—	—	2,561	—
	1世帯当たり保険税額	—	—	3,672	—

世帯数・被保険者数・診療費の年次別推移

第5表

区分 年度	世帯数 年間平均 (世帯)	被保険者数 年間平均 (人)	診療費				
			件数 (件)	受診率 (%)	費用総額 (千円)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 費用額 (円)
5 (3月～2月)	5,740	8,554	150,635	1,760.99	4,245,105	28,181	496,271
対前年比(%)	96.24	94.92	97.67	102.90	95.96	98.25	101.10
6 (3月～2月)	5,549	8,149	144,004	1,767.14	4,073,641	28,288	499,895
対前年比(%)	96.67	95.27	95.60	100.35	95.96	100.38	100.73
7 (見込) (3月～2月)	5,350	7,730	136,583	1,766.92	4,002,413	29,304	517,777
対前年比(%)	96.41	94.86	94.85	99.99	98.25	103.59	103.58
8 (見込) (3月～2月)	5,160	7,400	132,310	1,787.97	3,949,389	29,850	533,701
対前年比(%)	96.45	95.73	96.87	101.19	98.68	101.86	103.08

※受診率(100人あたり受診件数) = 件数 ÷ 人数

国民健康保険に関する用語解説

【国民健康保険税（料）】

国民健康保険法により、国保事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収するもの。（市町は地方税法により国民健康保険税で徴収することができます。）

基礎課税額（医療給付費分）、後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金等分）、介護納付金課税額（介護保険分）、子ども・子育て支援納付金課税額（子ども・子育て支援金分）を合わせたもの。

医療給付費分	被保険者の医療給付費などに充てられる費用についての保険税。 全ての被保険者が対象。
後期高齢者支援金等分	後期高齢者医療制度の被保険者の医療給付費を支援するための保険税。 全ての被保険者が対象。
介護納付金分	介護保険の第2号被保険者としての保険税。 40歳以上で64歳までの被保険者のみが対象。
子ども・子育て支援金分	児童手当等の支援納付金対象費用に充てられる費用についての保険税。 全ての被保険者が対象（18歳未満被保険者の均等割額は全額軽減）。

【国民健康保険事業費納付金】

県が国保事業に要する費用に充てるため市町から徴収するもので、医療給付費等の見込みを立て、市町ごとの年齢構成の差異を調整した後の医療費水準と所得水準を考慮して市町ごとに決定したもの。

【標準保険料率】

県が標準的な住民負担の「見える化」を図るとともに、将来的な保険料負担の平準化を進めるため、市町が保険料率を定める際に参考となる事項についての標準を市町ごとに設定するもの。

【国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）】

保険給付を行う主体は市町であり、保険給付に必要な費用はすべて県が賄う。この保険給付に要する費用等に対し、市町に支払われるもの。

【国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）】

県から市町に、市町の特別な事情に応じて支払われるもの。具体的には市町への特別調整交付金分、県繰入金分、保険者努力支援制度分、特定健診等費用の3分の2負担分など。

【保険者努力支援制度】

国が保険者としての努力を行う県や市町に対し、医療費適正化への取組や収納率向上に関する取組などについて、客観的な指標に基づき、交付金を交付する制度。インセンティブ強化を図り、保険者機能の役割を發揮してもらい、国保の財政基盤を強化することに狙いがある。